

## 自動車登録における必要書類等(登録代行センターをご利用下さい)

### 「相続」による登録について

#### 単独相続(相続人のうち一人が相続する場合)

##### 【必要書類】

次の(ア)～(カ)のうち、いずれかのもの

(ア) 相続人全員の実印を押印した遺産分割協議書

(イ) 遺言書(公正証書による遺言以外は家庭裁判所による検認済みのもの)

(ウ) 遺産分割に関する調停調書

(エ) 遺産分割に関する審判書(確定証明書付)

(オ) 判決謄本(確定証明書付)

(カ) 申請人である相続人の実印を押印した遺産分割協議成立申立書(申請人である相続人が、相続する自動車の価格が100万円以下であることを確認できる査定証又は査定価格を確認できる資料の写し等を添付した場合に限る)

- ・民法の規定に基づく遺産分割協議が成立したこと及びその年月日を記載
- ・申立書による申請の同意を得ていること及びその年月日を記載

戸籍謄本又は戸籍の全部事項証明書〔のうち(ア)を添付した申請にあっては被相続人の死亡が確認でき、且つ被相続人と相続人全員の関係が全て証明できるもの。(イ)(ウ)(エ)(オ)を添付した申請にあっては被相続人の死亡が確認できるもの。(カ)を添付した申請にあっては被相続人の死亡が確認でき、且つ被相続人と申請人である相続人の関係が証明できるもの。〕

新所有者の印鑑(登録)証明書(発行されてから3ヶ月以内のもの)

新所有者の委任状(実印を押印)

使用者の委任状(押印)

自動車保管場所証明書(証明の日から概ね1ヶ月以内のもの)

使用の本拠の位置が変更になり、且つ自動車保管場所証明書適用地域の場合に限り必要。なお、抹消登録と同時申請の場合は不要

新旧使用者の使用の本拠の位置の表示に変更がない場合は、自動車保管場所証明書の添付を要しない

使用の本拠の位置を証するに足りる書面(使用の本拠の位置が使用者の住所と異なる場合であって自動車保管場所証明書適用地域外の場合に限り必要)

使用者の住所を証するに足りる書面(発行されてから3ヶ月以内のもの)

有効期間のある(抹消登録と同時申請の場合を除く)自動車検査証

事業用自動車連絡書(自動車運送事業等の用に供する自動車の場合に限り必要)

その他

- 1) 希望番号予約済証、字光式番号標交付願等
- 2) 自動車登録番号が変更となる場合は、自動車登録番号標
- 3) 自動車登録番号が変更となる場合で、自動車登録番号標が盗難又は遺失等により返納できない場合は、返納できない旨及び届出警察署名・届出日・受理番号の記載、並びに所有者又は使用者の記名及び押印があるか、若しくは署名のある理由書